

水道施設ポンプ設備保守点検業務委託 仕様書

1. 委託業務名

水道施設ポンプ設備保守点検業務委託

2. 業務目的

精華町内の上水道施設における各ポンプ機器の点検を実施し、ポンプの性能を保持すると共に送配水機能の保持に努める。

またポンプ施設に不具合が生じた際は、監督職員の指示に従い早期に対応・調査を行うものとする。

3. 対象施設(点検回数は別紙のとおり)

- ① 北稻浄水場
 - ・直配水ポンプ(型式: 150MS2M 55kw) 2台
 - ・直配水ポンプ(型式: 150MS2655B 55kw) 1台
 - ・送水ポンプ(型式: 100MSN3 22kw) 2台
- ② 第一加圧ポンプ場
 - ・加圧ポンプ(型式: 80MSN4615 15kw) 2台
 - ・プレッシャーポンプ(型式: 40MDPF2615.5 1.5kw) 1台
- ③ 第二加圧ポンプ場
 - ・加圧ポンプ(型式: 65MS5615 15kw) 2台
- ④ 東畑低区配水池
 - ・加圧ポンプ(型式: 50MS565.5 5.5kw) 2台
- ⑤ 華の塔配水池
 - ・送水ポンプ(型式: 125MSN3645 45kw) 3台
- ⑥ 柘榴浄水場
 - ・送水ポンプ(型式: 100MSN4630A 30kw) 2台
- ⑦ 祝園受水場
 - ・送水ポンプ(型式: 200×200MF-S2-M 132kw) 2台
- ⑧ 桜ヶ丘配水池
 - ・送水ポンプ(型式: 150×100IBLJM 11kw) 2台
- ⑨ 光台中継加圧ポンプ場
 - ・水中ポンプ(型式: 125TU-552-6 55kw) 3台
- ⑩ 植田受水場
 - ・送水ポンプ(型式: GMN-CH 150×3-675 75kw) 4台
 - ・送水ポンプ(型式: 125MSN2-622B 22kw) 3台
- ⑪ 旭第一浄水場
 - ・送水ポンプ(型式: 40MS665.5 5.5kw) 2台
- ⑫ 旭第二浄水場
 - ・水中ポンプ(型式: 32TC-2-21-6 2.2kw) 2台

4. 業務内容

(1) 重要点検 3回/年

- ① 軸受オイル及びグリースの点検補充
- ② センターリング計測(調整)
- ③ 振動測定(調整)
- ④ 圧力・電流値測定
- ⑤ 満水検知器目視点検
- ⑥ 電動仕切弁の開閉動作確認
- ⑦ 消耗部品の取替え
- ⑧ その他異常等の確認

(2) 簡易点検 5回/年

- ① 軸受オイル及びグリースの点検補充
- ② 圧力・電流値測定
- ③ 満水検知器目視点検
- ④ 電動仕切弁の開閉動作確認
- ⑤ その他異常等の確認

(3) 緊急時対応 (随時)

ポンプ等に不具合が生じた場合は、即時対応できる体制をとるものとし、監督職員の指示に従い、早期に調査を行うものとする。

5. 契約期間

契約締結日の翌日 から 令和12年5月31日

6. 履行期間

令和7年6月1日 から 令和12年5月31日

7. 鍵の取扱い

各点検実施に際し、その都度施設の鍵を貸し与える。その際は厳重な取扱いを行うこと。仮に紛失した場合は直ちに連絡するものとし、鍵の付け替えに伴う一切の経費を負担すること。

8. 提出書類

- (1) 受注者は、点検後、点検結果とともに点検中の状況を示す写真（カラー印刷）を添えて報告書を提出すること。なお、書式については、監督職員の指示に従うこと。
- (2) その他監督職員が求めた書類については、その都度提出すること。

9. その他

- (1) ポンプの性能チェックを行う際、吐出し側仕切弁を全閉に出来るものについては、締切運転にて圧力・電流値を確認する。
ただし、吐出し側仕切弁を全閉に出来ないもの(流量調整等の為に固定している場合)については、通常運転にて圧力・電流値を確認する。
- (2) ポンプ運転停止を行う際は、水道水の安定供給に支障をきたす恐れがあるため、必ず監督職員に連絡し、立会いの上行うこと。
- (3) 緊急時・故障時は直ちに技術者を派遣し、監督職員に状況報告を行った上で、指示を受け迅速に機能回復に努めること。
- (4) 点検の結果、施設の機能上修繕が必要となった場合は、監督職員と協議の上、修繕を行うものとし、変更設計の対象とする。
- (5) 点検業務を行う上で必要となる消耗品等については、受注者の負担とする。
- (6) 点検業務中、受注者の責任に帰する事故及び機器の不具合については、発注者から指示を受けた上で、受注者の責任・負担により直ちに処置すること。
- (7) 水道施設は常時稼働しているため、施設の運転に支障がないように業務を行うこと。
- (8) 水道施設に立入る作業員について、水道法第21条第1項の規定に基づく赤痢菌・サルモネラ菌・O-157の検査を事前に行い、その結果を6ヶ月毎に提出しなければならない。
- (9) 本業務に起因して本町及び第三者に損害を与えた場合は、受注者は復旧及び損害の弁償等を行わなければならない。又、受注者の従業員の損害についても同様とするものとする。
- (10) 契約年度の翌年度以降において、歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (11) 本業務について疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。